

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 1 号「財務諸表の表示」－特定の金融商品に係る金利収益の表示**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 11 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、特定の金融商品に係る金利収益の表示に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）により IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）の第 82 項 (a) に加えられた結果的修正の影響に関する明確化の要望を受けた。この結果的修正により、企業は、包括利益計算書の純損益区分又は純損益計算書に、実効金利法を用いて計算した金利収益を区分して表示することが要求されている。

IAS 第1号第82項（下線部は結果的修正による改正箇所）

他の IFRS で要求している事項に加えて、純損益の部又は純損益計算書には、当該期間に係る次の金額を表す科目を含めなければならない。

(a) 収益（実効金利法を用いて計算した金利収益を区分して表示）

（以下略）

3. 要望書の提出者は、IFRS 第 9 号による IAS 第 1 号第 82 項 (a) の改正が、IFRS 第 9 号（又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）におけるヘッジ会計の要求事項を適用して指定された有効なヘッジ関係に含まれないデリバティブは純損益を通じて公正価値で測定されるが¹、その公正価値に係る純損益を構成する要素のうち、利息相当額（例えば、金利スワップから発生し実現したキャッシュ・フロー）をその他の純損益から分離して、純損益計算書において区分表示することを禁じているのかどうかを質問している。
4. 要望書の提出者は、IAS 第 1 号の第 82 項 (a) の新しい表示の要求事項の意味について

¹ デリバティブは金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段となる場合を除き、売買目的保有に区分される（IFRS 第 9 号付録 A）。

て、次のような異なる見解があるとしている。

見解 1: IAS 第 1 号の改訂に従い、このようなデリバティブに関する利息を金利収益として表示することは禁じられている。

この見解は、IFRS 第 9 号に従って実効金利法を用いて計算された利息のみを純損益計算書における利息として含めることを意味するものとして、IAS 第 1 号の第 82 項 (a) を解釈している。

見解 2: このようなデリバティブに関する損益を金利収益として区分して表示することは禁じられていない。

この見解は、IFRS 第 9 号により改正された IAS 第 1 号の第 82 項 (a) の文脈における「実効利息法を用いて計算された」という意味を、より広く解釈している。

この見解の支持者は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の B5 項及び BC34 項が、トレーディング目的で保有する金融資産及び金融負債（デリバティブを含む）に対する利息を、その他の損益と区分して表示できるとしていることに着目している。

IFRS 第7号 B5項

第21項は、財務諸表の作成に使用された測定基礎及び使用されたその他の会計方針のうち、財務諸表の理解に関連性のあるものの開示を求めている。金融商品については、そうした開示には次の事項が含まれるかもしれない。

- (e) それぞれの区分の金融商品の正味利得又は正味損失をどのように算定するのか（第20項(a)参照）。例えば、純損益を通じて公正価値で測定される項目の正味利得又は正味損失には金利収益又は配当収益が含まれているかどうか、など。

IFRS 第7号 BC34項

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債に係る利得及び損失に利息収益及び配当収益を含める企業もあれば、含めない企業もある。異なる企業間の金融商品から発生する収益を利用者が比較できるようにするために、当審議会は、企業が損益計算書の金額をどのように算定したのかを開示すべきであると考えた。例えば、企業は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債の正味利得及び損失に利息収益及び配当収益が含まれているかどうかを開示しなければならない（付録 B、B5項(e)参照）。

この見解の支持者は、合理的な方法を用いて算出した利息収益/費用をこのようなデリバティブの利息として区分して表示することは、特に企業のリスク管理戦略に従っ

た経済的なヘッジについて、より目的適合性の高い情報をもたらす可能性があるとしている。

III. 2017 年 11 月の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフの分析

5. IASB スタッフは、本論点はまだ発効していない IAS 第 1 号の新たな表示の要求事項に関連するものであるため、アウトリーチを行わないこととした。また、本論点は IFRS 第 9 号が IAS 第 1 号に対して行った修正に関するもの（すなわち、2018 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されるもの）であるため、本質的に緊急性があるものであると考えている。
6. したがって、IASB スタッフは今回の検討の範囲を IFRS 第 9 号が IAS 第 1 号の第 82 項 (a) に対して行った結果的修正のみに意図的に絞った。すなわち、今回の議論では、IAS 第 1 号の表示の要求事項や包括利益計算書におけるその他の「金利」の金額（又は「純金利マージン」）の表示に関するより広範な論点については分析せず、IASB スタッフの見解も示していない。IFRS 第 9 号による IAS 第 1 項の第 82 項 (a) の結果的修正は、これらの事項には影響を与えていないとしている。
7. IASB スタッフは、以下に記載する理由により、IAS 第 1 号第 82 項(a)の要求事項（包括利益計算書の純損益区分又は純損益計算書に、実効利息法を用いて計算した金利収益を区分して表示すること）は、償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される資産にのみ適用されると考えた。
 - (1) IFRS 第 9 号の付録 A は「実効金利法」や IFRS 第 9 号における償却原価測定及び予想信用損失減損モデルについての要求事項に関する用語を定義している。IASB スタッフは、金融資産に関して、実効金利法は償却原価を計算し金利収益に関連する期間にわたり配分することを目的とする測定技法であることに着目した。また、IFRS 第 9 号における予想信用損失減損モデルは償却原価会計処理の一部であり、相互に関連するものであることにも着目した。
 - (2) IASB スタッフは、償却原価会計処理（実効金利法で計算した金利収益及び予想信用損失減損モデルで計算した信用損失を含む）が適用されるのは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産のみであることに留意した。これと対照的に、償却原価会計処理は、純損益を通じて公正価値で事後測定される金融資産には適用されない。

- (3) したがって、IASB スタッフは、実効金利法で計算された金利収益の表示科目を区分して表示するという IAS 第 1 号の第 82 項(a)の要求が適用されるのは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産のみであると考えた。
8. また、IFRS 第 9 号の結論の根拠に記載されているように、IASB の長年の見解は、実効金利法、すなわち償却原価は、契約上のキャッシュ・フローを回収することが、資産が保有されている事業モデルの目的を達成するために不可欠である特定の状況で、元本及び利息の回収のみの「単純な」契約上のキャッシュ・フローを有する特定の金融資産のみに関して目的適合性のある有用な情報を提供するというものであり、償却原価又は償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産のみがその条件を満たす。
- したがって、IASB は、実効金利法を用いて計算した金利収益を区分して表示する IAS 第 1 号第 82 項 (a) の要求事項の範囲にこれら以外の商品を含めることは意図していなかったであろうと IASB スタッフは考えた。
9. さらに、デリバティブから「発生し実現したキャッシュ・フロー」による「金利」の金額は、実効金利法を用いて計算されたものではないため、当該表示の要求事項の範囲には含まれないと IASB スタッフは考えた。
10. これらを踏まえ、IASB スタッフは、IFRS 基準における諸原則及び要求事項は、企業が IAS 第 1 号の第 82 項(a)を適用し、包括利益計算書の純損益の部又は純損益計算書において、実効金利法で計算された金利収益を区分して表示するための適切な基礎を提供しており、本論点を基準設定アジェンダに追加しないことを提案した。

IFRS-IC 会議での議論の結果

11. 議長から、本資料の第 6 項で記述した、本アジェンダ決定案では提出された要望書に記載された質問よりも論点を絞った点及びその理由については、要望書の提出者にも了承を得ている旨の補足説明があった。
12. 議論の結果、スタッフ提案どおり、本論点をアジェンダとして取り上げない旨のアジェンダ決定案が公表されている（公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。

今後の予定

13. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2018 年 1 月 29 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検

討する予定である。

以 上

(別紙1)

2017年11月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

特定の金融商品に係る金利収益の表示（IFRS第9号「金融商品」及びIAS第1号「財務諸表の表示」 — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、IFRS第9号によりIAS第1号の第82項(a)に加えられた結果的修正の影響についての要望を受けた。この結果的修正は、包括利益計算書の純損益の部又は純損益計算書において、実効金利法で計算された金利収益を区分して表示することを企業に要求している。この要望は、この要求事項が、(IFRS第9号又はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」におけるヘッジ会計の要求事項を適用した場合に)指定された有効なヘッジ関係の一部ではないデリバティブ商品に係る公正価値利得及び損失の表示に影響を与えるのかどうかを質問していた。

IFRS第9号の付録Aは、「実効金利法」及び他の関連する用語を定義している。それらの相互に関連した用語は、IFRS第9号における償却原価測定及び予想信用損失減損モデルについての要求事項に関するものである。金融資産に関して、委員会は、実効金利法は償却原価を計算し金利収益を関連する期間にわたり配分することを目的とする測定技法であることに着目した。委員会は、IFRS第9号における予想信用損失減損モデルが償却原価会計処理の一部であり相互に結び付いたものであることにも着目した。

委員会は、償却原価会計処理（実効金利法で計算した金利収益及び予想信用損失減損モデルで計算した信用損失を含む）が適用されるのは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産のみであることに留意した。これと対照的に、償却原価会計処理は、純損益を通じて公正価値で事後測定される金融資産には適用されない。

したがって、委員会は、実効金利法で計算された金利収益の表示科目を区分して表示するというIAS第1号の第82項(a)の要求事項が適用されるのは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される資産のみであると結論を下した（ただし、IFRS第9号又はIAS第39号のヘッジ会計の要求事項を適用した適格なヘッジ関係の影響を受ける）。

委員会は、IAS第1号における他の表示の要求事項や、包括利益計算書における他の「金利」金額の表示に関するより幅広い事項については検討しなかった。これは、IFRS第9号によりIAS第1号の第82項(a)に加えられた修正はそれらの事項に影響を与えなかったからである。より具体的には、委員会は、IAS第1号の第82項(a)で要求されている金利収益の表示科目の表示に加えて、企業が他の金利金額を包括利益計算書に表示できるのかどうかを検討しなかった。

委員会は、IFRS基準における諸原則及び要求事項は、企業がIAS第1号の第82項(a)を適用し、包括利益計算書の純損益の部又は純損益計算書において、実効金利法で計算された金利収益を区分して表示するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

(別紙2)

関連する IFRS 基準の規定

IFRS 第9号「金融商品」

4.1 金融資産の分類

4.1.1 4.1.5項が適用される場合を除き、企業は、次の両方に基づき、金融資産を、事後に償却原価で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの、又は純損益を通じて公正価値で測定するもののいずれかに分類しなければならない。

- (a) 金融資産の管理に関する企業の事業モデル
- (b) 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

4.1.2 金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定しなければならない。

- (a) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

B4.1.1項からB4.1.26項は、これらの条件の適用方法に関するガイダンスを示している。

4.1.2A 金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しなければならない。

- (a) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

B4.1.1項からB4.1.26項は、これらの条件の適用方法に関するガイダンスを示している。

4.1.4 金融資産は、4.1.2項に従って償却原価で測定される場合又は4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定される場合を除いて、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。ただし、企業は、当初認識時に、当該指定をしないとすれば純損益を通じて公正価値で測定することとなる資本性金融商品に対する特定の投資について、事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示

するという取消不能の選択を行うことができる（5.7.5項から5.7.6項参照）。

5.4 償却原価測定

金融資産

実効金利法

5.4.1 金利収益は、実効金利法を用いて算定しなければならない（付録A及びB5.4.1項からB5.4.7項参照）。これは、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定しなければならない。ただし、次のものは除く。

- (a) 購入又は組成した信用減損金融資産。そうした金融資産については、企業は当初認識時から金融資産の償却原価に信用調整後の実効金利を適用しなければならない。
- (b) 購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、その後信用減損金融資産となった金融資産。そうした金融資産については、企業はその後の報告期間において金融資産の償却原価に実効金利を適用しなければならない。

5.5 減 損

予想信用損失の認識

一般的なアプローチ

5.5.1 企業は、4.1.2項又は4.1.2A項に従って測定される金融資産、リース債権、契約資産又は2.1項(g)、4.2.1項(c)又は4.2.1項(d)に従って減損の要求事項が適用されるローン・コミットメント及び金融保証契約に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。

5.7 利得及び損失

5.7.1 公正価値で測定する金融資産又は金融負債に係る利得又は損失は、純損益に認識しなければならない。ただし、次の場合を除く。

- (a) ヘッジ関係の一部である場合（6.5.8項から6.5.14項及び、該当がある場合には、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに対する公正価値ヘッジ会計についてIAS第39号の第89項から第94項参照）
- (b) 資本性金融商品に対する投資であり、企業が当該投資に係る利得及び損失を5.7.5項に従ってその他の包括利益に表示することを選択している場合
- (c) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債であり、企業が5.7.7項に従

って当該負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示することを要求されている場合

- (d) 4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産であり、企業が5.7.10項に従って公正価値の変動の一部をその他の包括利益に認識することを要求されている場合

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産

- 5.7.10 4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得又は損失は、減損利得又は減損損失（セクション5.5参照）及び為替差損益（B5.7.2項からB5.7.2A項参照）を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益に認識しなければならない。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、資本から純損益に組替調整額（IAS第1号参照）として振り替える。当該金融資産がその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分から他の区分に分類変更される場合には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、5.6.5項及び5.6.7項に従って会計処理しなければならない。実効金利法を用いて算出した金利は、純損益に認識される。

付録 A

用語の定義

金融資産又は金融負債の償却原価 (amortised cost of a financial asset or financial liability)

金融資産又は金融負債が当初認識時に測定された金額から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、金融資産の場合には損失評価引当金を調整した金額

実効金利法 (effective interest method)

金融資産又は金融負債の償却原価の算定及び金利収益又は金利費用の関連期間にわたる配分及び純損益への認識の際に用いられる方法

売買目的保有 (held for trading)

次のいずれかに該当する金融資産又は金融負債
(略)

- (c) デリバティブである（金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く）。

付録 B

適用指針

測定（第5章）

利得及び損失（セクション5.7）

B5.7.1A 4.1.5項が適用される場合を除き、4.1.2A項では、金融資産の契約条件が元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じるものであり、かつ、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で当該資産が保有されている場合には、当該金融商品を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを要求している。この測定区分は、純損益においては当該金融資産を償却原価で測定しているかのような情報を認識する一方で、財政状態計算書においては当該金融資産を公正価値で測定する。5.7.10項から5.7.11項に従って純損益に認識するもの以外の利得又は損失は、その他の包括利益に認識される。これらの金融資産の認識の中止を行う場合には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、純損益に振り替えなければならない。これは、当該金融資産を償却原価で測定していたとした場合に認識の中止の際に純損益に認識されたであろう利得又は損失を反映する。

結論の根拠

契約上のキャッシュ・フローの特性

BC4.23 償却原価で測定される金融商品に対する実効金利法の目的は、利息収益又は利息費用を関連する期間に配分することである。利息であるキャッシュ・フローは、常に、債務者に提供された金額（「資金提供された」金額）と密接な関係がある。利息は貨幣の時間価値と金融商品の発行者や金融商品自体に関する信用リスクへの対価だからである。IASBは、実効金利法は、元本でも元本残高に対する利息でもないキャッシュ・フローを配分するのに適切な方法ではないことに留意した。IASBは、ある金融商品が元本でも元本残高に対する利息でもない契約上のキャッシュ・フローを含んでいる場合には、報告される財務情報が有用な情報を提供するようにするために、契約上のキャッシュ・フローに対する評価の補正（公正価値）が必要となるという結論を下した。

契約上のキャッシュ・フローの特性²

元本及び利息の支払のみ

BC4.171 IASBの長年の見解は、償却原価は、特定の状況で特定の金融資産に関して目的適合性のある有用な情報を提供するというものである。そうした資産について、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する情報を提供するからである。償却原価は、実効金利法を用いて計算されるが、これは、利息を関連する期間にわたり実効金利法を用いて配分する比較的単純な測定技法である。

BC4.172 資産の契約上のキャッシュ・フローを評価するというIFRS第9号の要求の目的は、実効金利法が目的適合性のある有用な情報をもたらす金融商品を識別することである。IASBの考えでは、実効金利法が適切なものは、元本及び利息のみを表す「単純」なキャッシュ・フローを有する金融商品についてだけである。これに対し、BC4.23項に示したように、実効金利法は、元本及び元本残高に対する利息ではない契約上のキャッシュ・フローの配分には適切な方法ではない。むしろ、そうした複雑性のより高いキャッシュ・フローは、報告される財務情報が有用な情報を提供することを確保するため、契約上のキャッシュ・フローへの評価の補正（すなわち、公正価値）が必要となる。

以 上

² このセクションでは、償却原価情報に関する議論は、償却原価の測定区分の金融資産とその他の包括利益を通じた公正価値の測定区分の金融資産の両方に当てはまる。これは、後者については、資産が財政状態計算書では公正価値で測定され、償却原価情報が純損益で提供されるからである。